

相談事例

《相談の内容》

60代の女性からの相談。友人に「**こづかい稼ぎになるいい話がある。**」と誘われてセミナーに参加した。体に良いという浄水器を購入すれば組織のメンバーになり商品を販売する権利が与えられ、**収入につながる**という。メンバーになるためには浄水器を3台購入する必要があったので購入したが、なかなか浄水器を**買ってくれる人が見つからない**ので、3台分を解約したい。

「簡単に儲かる」と誘って、浄水器を購入させる 悪質なマルチ商法！

《対応の内容》

商品などを買って販売組織に加入し、友人・知人を勧誘して会員を増やしていくと利益が得られるという商法を連鎖販売取引（マルチ商法、ネットワークビジネス）といいます。

実際には、会員を増やすことは容易ではなく、商品購入の勧誘をしたために友人・知人と人間関係が気まずくなることもあります。

この取引では、法律に定められた内容が記載された契約書面の交付やクーリングオフなどの法規定があります。本事例では、この契約書面に不備があったため、業者が未開封の浄水器3台分の解約を認めましたが、商品などを購入する際には十分注意しましょう。

身守りのポイント

高齢者は退職後の収入減にくわえ、年金に対する不安などもあり、こづかいになるなら・・・と副収入を求める人がいます。

「簡単に儲かる」話などありません。うまい話には裏があると考え、注意しましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111